

遺伝子組換え作物交雑等防止部会 検討結果報告

1 現 状

- 日本国内においては、食用を目的とした遺伝子組換え作物の商業栽培は行われていない状況にあるが、国内最大の食料生産地域である北海道においては遺伝子組換え作物の開放系での栽培による生産上及び流通上の混乱の防止などを図るため、GM条例等に基づき遺伝子組換え作物について栽培等の規制により、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑及び遺伝子組換え作物の一般作物への混入の防止に関し必要な措置を定めている。
- 平成23年度に道が実施した「道民意識調査」においては、遺伝子組換え食品の安全性や遺伝子組換え作物を栽培することによる自然・環境への影響について、約3分の2の方が不安を感じており、このような道民の意識を踏まえ、適切に対応する必要がある。

2 条例等の取扱い

- (1) 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」について

[取扱い]

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」は、現時点では見直しの必要はない

[理 由]

道が行った「道民意識調査」等の結果を踏まえると、引き続き、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止することが必要であると判断されるため

- (2) 「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準」について

[取扱い]

「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準」は、現時点では見直しの必要はない

[理 由]

遺伝子組換え作物と一般作物の交雑防止に関する現行の隔離距離基準等について、見直しの検討を要する新たな知見や技術等は見られず、また「道民意識調査」等の結果を踏まえると、現時点で本基準は妥当と判断されるため

3 附帯意見

道民意識調査の結果などから、多くの道民は遺伝子組換え食品等に対して不安を感じている状況にあり、今後も遺伝子組換え食品等に関する情報提供などが必要であること、遺伝子組換え食品の表示制度や遺伝子組換え種子を含まない種子の安定供給は食の安全・安心を確保する上で重要であること、また、今後、遺伝子組換え食品等をめぐる情勢が大きく変化することも考えられることから、附帯意見として次の点について提言する。

- (1) 道は、遺伝子組換え食品等に関する情報提供やリスクコミュニケーションに取り組むこと。
- (2) 道は、遺伝子組換え食品等に関する表示制度の充実や、遺伝子組換え種子を含まない種子の安定供給態勢の確立を国に対して求めること。
- (3) 道は、遺伝子組換え食品等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、GM条例や交雑防止措置基準等について必要な対応を行うこと。